

令和 7 年 2 月佐倉市議会定例会提案目次

議案第 1 号 令和 7 年度佐倉市一般会計予算

- ◇ 予算額 589 億 6,200 万円
(前年度比 6.7%増、37 億 1,900 万円増)
- ◇ 継続費 佐倉ふるさと広場拡張整備設計業務委託
- ◇ 繰越明許費 防災アセスメント調査等業務委託など 4 件
- ◇ 債務負担行為 特別職等公用車運行管理業務委託など 39 件
- ◇ 地方債 生活道路整備事業債など 37 件
- ◇ 一時借入金の最高額 20 億円

議案第 2 号 令和 7 年度佐倉市国民健康保険特別会計予算

- ◇ 予算額 169 億 4,024 万 2,000 円 (前年度比 6.0%減)
- ◇ 保険給付費等

議案第 3 号 令和 7 年度佐倉市公共用地取得事業特別会計予算

- ◇ 予算額 15 万 4 千円 (前年度比 9.4%減)
- ◇ 土地開発基金繰出金 (利子分)

議案第 4 号 令和 7 年度佐倉市農業集落排水事業特別会計予算

- ◇ 予算額 2,093 万 7,000 円 (前年度比 29.0%減)
- ◇ 施設管理費等

議案第 5 号 令和 7 年度佐倉市介護保険特別会計予算

- ◇ 予算額 158 億 1,998 万 1,000 円 (前年度比 3.5%増)
- ◇ 保険給付費、地域支援事業費等
- ◇ 債務負担行為 庁用自動車賃貸借 (令和 7 年度設定) 認定調査用

議案第 6 号 令和 7 年度佐倉市災害共済事業特別会計予算

- ◇ 予算額 504 万円 (前年度比同額)
- ◇ 災害共済事業給付金等

議案第 7 号 令和 7 年度佐倉市後期高齢者医療特別会計予算

- ◇ 予算額 35 億 6,169 万 1,000 円 (前年度比 1.3%増)
- ◇ 後期高齢者医療広域連合納付金等

議案第 8 号 令和 7 年度佐倉市水道事業会計予算

◇ 業務の予定量

- ・ 給水件数 7 万 3, 4 0 0 件
- ・ 年間総配水量 1, 6 7 1 万 7, 0 0 0 立方メートル
- ・ 一日平均配水量 4 万 5, 8 0 0 立方メートル

◇ 主な建設改良事業

- 改良工事 1 2 億 9, 1 3 1 万 2, 0 0 0 円
- 浄水場施設改良工事 4 億 9, 8 4 6 万 4, 0 0 0 円

◇ 収益的収入予定額 4 1 億 2, 3 9 8 万 5, 0 0 0 円

- 収益的支出予定額 4 3 億 1, 1 3 5 万 2, 0 0 0 円

◇ 資本的収入予定額 8 億 4, 0 4 4 万 6, 0 0 0 円

- 資本的支出予定額 2 3 億 5, 9 1 5 万 1, 0 0 0 円

資本的支出予定額に対する収入の不足額

1 5 億 1, 8 7 0 万 5, 0 0 0 円は、損益勘定留保資金等で補てん

議案第 9 号 令和 7 年度佐倉市下水道事業会計予算

◇ 業務の予定量

- ・ 排水区域内人口 1 5 万 5, 9 7 4 人
- ・ 年間総処理水量 1, 8 9 5 万 2, 0 0 0 立方メートル
- ・ 一日平均処理水量 5 万 1, 9 2 3 立方メートル

◇ 主な建設改良事業

- 拡張工事 9 8 4 万 8, 0 0 0 円

- 改良工事 2 億 5, 3 6 5 万円

- ポンプ場等改良工事 1 億 1, 6 0 3 万 5, 0 0 0 円

◇ 収益的収入予定額 4 0 億 1, 4 1 7 万 6, 0 0 0 円

- 収益的支出予定額 4 0 億 9 1 4 万 1, 0 0 0 円

◇ 資本的収入予定額 4 億 2, 5 6 5 万円

- 資本的支出予定額 1 5 億 2 7 5 万 6, 0 0 0 円

資本的支出予定額に対する収入の不足額

1 0 億 7, 7 1 0 万 6, 0 0 0 円は、損益勘定留保資金等で補てん

議案第 10 号 令和 6 年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 8 億 4, 1 5 9 万円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 6 1 3 億 2, 8 9 5 万 1, 0 0 0 円
- ◇ 歳入の主なもの
市税、地方交付税、国庫支出金、諸収入及び市債の増、寄附金及び繰入金の減
- ◇ 歳出の主なもの
退職者や退職者の発生等に伴う職員人件費の補正、事業執行額の確定による計数整理のほか、財政一般事務費、ふるさと事業基金積立費、国民健康保険特別会計等への繰出経費（臨時）、障害者介護給付事業、障害者訓練等給付事業、保育所入所委託等事業、生活保護費等給付事業、道路改修事業、橋梁維持事業、公園整備事業、小学校施設改築・改造事業、小学校体育施設整備事業及び中学校施設改築・改造事業の増
- ◇ 繰越明許費補正
志津中学校外 1 校トイレ改良工事など 2 1 件の追加及び飯野Ⅱ－3 1 号線整備事業の変更
- ◇ 債務負担行為補正
根郷・和田・弥富地区学童保育所指定管理者施設管理業務（令和 6 年度増額分）の追加及び戸籍氏名振り仮名記載支援業務など 2 件の廃止
- ◇ 地方債補正
中学校トイレ改良事業債（校舎分）など 9 件の追加及び岩名運動公園拡張整備事業債など 1 2 件の変更

議案第 11 号 令和 6 年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 4 9 2 万 1, 0 0 0 円の減額補正
- ◇ 補正後予算額 1 8 0 億 2, 3 0 6 万 1, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
国庫支出金、財産収入、繰入金及び繰越金の増、国民健康保険税及び県支出金の減
- ◇ 歳出
総務費の減

議案第 1 2 号 令和 6 年度佐倉市公共用地取得事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 1 万 8, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 1 8 万 8, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
財産収入の増
- ◇ 歳出
繰出金の増

議案第 1 3 号 令和 6 年度佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 1 5 0 万円の減額補正
- ◇ 補正後予算額 2, 8 2 8 万 5, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
繰入金の減
- ◇ 歳出
農業集落排水事業費の減

議案第 1 4 号 令和 6 年度佐倉市介護保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 6, 8 8 8 万 5, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 1 5 5 億 1, 4 1 1 万 7, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
分担金・負担金、国庫支出金、県支出金及び財産収入の増、支基金交付金及び繰入金の減
- ◇ 歳出
保険給付費及び諸支出金の増、総務費及び地域支援事業費の減

議案第 1 5 号 令和 6 年度佐倉市災害共済事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 6, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 5 0 4 万 6, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
財産収入の増
- ◇ 歳出
積立金の増

議案第 16 号 佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の制定について

◇ 刑法の改正に伴い、条文中の用語の整理を行うもの

- ・ 対象となる条例
 - ① 佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例
 - ② 佐倉市環境保全条例
 - ③ 佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例

→ 懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条文中の「懲役」の用語を「拘禁刑」に改める。

※ 令和 7 年 6 月 1 日から施行（経過措置あり）

議案第 17 号 佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号を利用できる事務の追加等を行うもの

→ 同法（以下「番号利用法」という。）において、子ども・子育て支援法の改正により創設された妊婦・乳児等のための支援給付に関する事務が個人番号を利用できる事務に追加されたこと等に伴い、「情報連携」の対象となる事務等を追加

※ 妊婦のための支援給付に係るものは令和 7 年 4 月 1 日から、乳児等のための支援給付に係るものは令和 8 年 4 月 1 日から、その他は公布の日から施行

→ 番号利用法の改正により生ずる引用条項のずれを整理

※ 令和 7 年 4 月 1 日から施行

議案第 18 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大等を行うもの

→ 子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合における任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を下表のとおり拡大

改正案	現行
小学校就学の始期に達するまでの子のある職員	3歳に満たない子のある職員

→ 子を養育する職員と同様、任命権者は、要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合においては、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととする。

- ◇ 国家公務員の仕事と介護の両立支援に係る改正の内容を踏まえ、介護両立支援制度等の周知等について規定するもの

→ 任命権者は、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員等に対して、介護両立支援制度等などの事項を知らせるとともに、当該職員の意向確認等の措置を講じなければならないこととする。

→ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための措置を講じなければならないこととする。

※ 令和 7 年 4 月 1 日（一部は公布の日）から施行（経過措置あり）

議案第 19 号 一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について

◇ 千葉県人事委員会勧告に準拠し、「給与制度のアップデート」を行うもの

- ・ 対象となる条例
 - ① 一般職職員の給与に関する条例
 - ② 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例
 - ③ 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - ④ 佐倉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年佐倉市条例第 23 号）
 - ⑤ 一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年佐倉市条例第 24 号）
 - ⑥ 佐倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年佐倉市条例第 26 号）
 - ⑦ 佐倉市職員の育児休業等に関する条例

- 給料表を改正し、千葉県人事委員会勧告（以下「勧告」という。）に準じたもの（3～6 級の各級初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引上げ）とする。
- 行政職給料表 3 級以上（保育職給料表は 2 級以上）について、号給の切替表を規定し、勧告に準じた給料を支給できるようにする。
- 7 級の職員の昇給について、勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとする。
- 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を 13,000 円に引き上げる見直しを下表のとおり段階的に実施

扶養親族		現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	～ 6 級	6,500 円	3,000 円	廃止
	7 級	3,500 円	廃止	
子（1 人当たり）		10,000 円	11,500 円	13,000 円

- 扶養手当の支給に関する細目的な事項について、規則で定めることとする。
- 通勤手当について、新幹線、高速道路料金等の利用に係る特別料金等を含めて 1 か月につき 15 万円まで支給できることとする。
- 管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象時間帯を午後 10 時から翌日の午前 5 時まで（現行：午前 0 時から午前 5 時まで）に拡大
- 定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給することとする。

→ 特定任期付職員及び特定任期付企業職員について、特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当の支給月数を勧告と同率に変更し、及び勤勉手当を支給することとする。

※ 令和 7 年 4 月 1 日から施行（経過措置あり）

◇ 刑法の改正に伴い、条文中の用語の整理を行うもの

→ 懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、一般職職員の給与に関する条例について、条文中の「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改める。

※ 令和 7 年 6 月 1 日から施行（経過措置あり）

議案第 20 号 佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 証明書等の「コンビニ交付」の利用を促進するため、手数料の額の特例を設けるもの

→ 令和 7 年度に限り、「コンビニ交付」に係る住民票の写し手数料等の額を下表のとおり引下げ

区分	コンビニ交付		窓口交付 (改正なし)
	改正案	現行	
租 税 公 課 証 明 手 数 料	200 円	300 円	350 円
戸籍の附票の写し手数料	250 円	350 円	400 円
印鑑登録証明書手数料	250 円	350 円	400 円
住 民 票 の 写 し 手 数 料	250 円	350 円	400 円

※ 令和 7 年 4 月 1 日から施行

- ◇ 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により狂犬病予防法の登録手続の特例が設けられたことに伴い、この特例の適用がある場合における犬の登録を、手数料を徴収する事務の対象から除くこととするもの

・ 狂犬病予防法の登録手続	
原則	特例
市町村長は、犬の登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。	環境大臣にマイクロチップ登録情報の通知の求めを行った市町村に所在する犬については、当該マイクロチップ情報の登録が狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請とみなされ、その犬に装着されているマイクロチップは狂犬病予防法に規定する鑑札とみなされる。
→ 「特例」の場合、手数料（１頭につき３，０００円）を徴収しないこととする。	

※ 令和７年４月１日から施行

- ◇ 建築基準法等の改正に伴い、関係手数料について所要の整備を行うもの

→ 構造及び建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に係る審査事項の増加等に伴い、建築物に関する確認申請手数料等の額を引上げ

例：床面積の合計が１００㎡超２００㎡以下のものの場合

改正案	現行
３２，０００円／件	２１，０００円／件

→ 省エネ基準への適合義務の対象となる建築物の範囲の拡大に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の区分（現行：非住宅に係る区分のみ）に住宅に係る区分を追加するとともに、非住宅に係る区分に「延べ面積が３００㎡未満」の区分を追加

→ その他不要となる区分及び手数料の削除等所要の整理を行う。

※ 令和７年４月１日から施行（経過措置あり）

- ◇ 宅地造成等規制法の改正を踏まえてなされた千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正に伴い、関係手数料について所要の整備を行うもの
 - 宅地造成等に関する工事の許可は県が処理する事務とされたことから、宅地造成工事許可申請手数料を削除
 - 中間検査（工事完了後に確認困難となる工程（例：排水施設の設置）について行う現地検査をいう。）のうち一定のものは市が処理する事務とされたことから、宅地造成工事中間検査申請手数料を新設

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の額（／件）
～3千㎡以下	3, 100円
3千㎡超～2万㎡以下	6, 200円
2万㎡超～4万㎡以下	12, 400円
4万㎡超～7万㎡以下	24, 900円
7万㎡超～10万㎡以下	43, 600円
10万㎡超～	62, 300円

- 宅地造成等に関する工事の許可は県が行う事務とされた一方、従前に市が行った許可の変更はこれまでどおり市が処理する事務とされたことから、宅地造成工事計画変更許可申請手数料の内容（引用条項等）を整理
- ※ 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の関係規定の施行の日から施行

議案第21号 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 佐倉市志津コミュニティセンター及び佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターを指定管理者による管理とするために必要な規定を整備するもの
- ※ 令和8年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第22号 佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 寺崎小学校区の学童保育所における待機児童の解消を図るため、大崎台学童保育所の定員を25人増員し、55人とするもの
- ※ 令和7年4月1日から施行

議案第 2 3 号 佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づいて定めている佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を同省令のとおり改めるもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 家庭的保育事業等
家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。 |
|--|

- 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とする。
- 家庭的保育事業者等が確保すべき連携施設の 3 要件（「保育内容支援」、「代替保育」、「卒園後の受け皿の確保」）のうち、「保育内容支援」について、「代替保育」と同様に小規模保育事業所 A 型、同 B 型及び事業所内保育事業所との連携を可能とするなど基準を緩和
- 連携施設に関する経過措置（連携施設の確保が著しく困難であつて、一定の支援を行うことができると市が認める場合は、家庭的保育事業者等は、連携施設を確保しないことができることとする措置をいう。）を 5 年延長（令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで）

- ※ 令和 7 年 4 月 1 日から施行

議案第 2 4 号 佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 内閣府令の改正に伴い、同府令に基づいて定めている佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を同府令のとおり改めるもの

- ・ 特定教育・保育施設
施設型給付費の支給対象となる認定こども園、幼稚園及び保育所をいう。
- ・ 特定地域型保育事業
地域型保育給付費の支給対象となる地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいう。）を行う事業をいう。

- 特定地域型保育事業が確保すべき連携施設の 3 要件（「保育内容支援」、「代替保育」、「卒園後の受け皿の確保」）のうち、「保育内容支援」について、「代替保育」と同様に小規模保育事業所 A 型、同 B 型及び事業所内保育事業所との連携を可能とするなど基準を緩和
- 連携施設に関する経過措置（連携施設の確保が著しく困難であつて、一定の支援を行うことができる」と市が認める場合は、特定地域型保育事業者は、連携施設を確保しないことができることとする措置をいう。）を 5 年延長（令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで）

※ 令和 7 年 4 月 1 日から施行

議案第 2 5 号 佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 飯野台観光振興施設の指定管理者を公募したところ、申請がなかったことから、その再度の公募のための準備期間を確保するため、同施設を指定管理者による管理とする時期を改めるもの
- 同時期を令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 1 日とする。

※ 公布の日から施行

議案第 2 6 号 佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 産業競争力強化法の改正に伴い生ずる引用条項のずれを整理するもの

※ 公布の日から施行

議案第 27 号 佐倉市文化振興のための基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 基金の利用状況を踏まえ、佐倉市文化財産等取得基金を廃止し、これに属する預金は、佐倉市文化振興積立基金に属するものとするもの
※ 公布の日から施行

議案第 28 号 佐倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 建築基準法の改正に伴い、同法からの引用条項を追加するもの
→ 条例上、保存建築物の増築等に係る市長の許可は、当該許可に係る工事が建築確認申請又は計画通知（以下「申請等」という。）を要するものであるときは、申請等の日（以下「期限日」という。）までに受けなければならないこととされるところ、同法の改正により、国等の建築物について、下表のとおり指定確認検査機関による審査等が可能とされた（同法第 18 条第 4 項が追加された）ことから、申請等に係る同法からの引用条項に同項を追加することで、期限日に「同項の規定による指定確認検査機関への通知をしようとする日」を追加

審査等の主体 \ 建築主	国、都道府県、 建築主事を置く市町村	民間 (建築確認)
建築主事	○	○
指定確認検査機関	× → ○ (建築基準法 § 18④)	○

- ・ 計画通知
建築基準法においては、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならないこととされており、この通知を計画通知という。
- ・ 指定確認検査機関
建築基準法に基づき、建築確認に係る審査等を行う機関として国土交通大臣又は都道府県知事が指定するものをいう。

※ 令和 7 年 4 月 1 日から施行

議案第 29 号 佐倉市開発行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 佐倉市都市マスタープランに位置付けられた産業拠点の形成を図るため、市街化調整区域に係る新たな開発許可基準を追加するもの
 - 既存工業団地隣接地区又はインターチェンジ周辺の区域のうち、次のいずれにも該当する区域として市長が指定する区域において、一定の流通業務施設、工業施設又は研究施設の建築を目的として行う開発行為を可能とする。
 - ア 当該開発行為を行うことにより、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められること。
 - イ 市街化区域内において当該開発行為を行うことが困難又は著しく不適当と認められること。
- ※ 令和 7 年 4 月 1 日から施行

議案第 30 号 佐倉市道路線の認定について

- ◇ 開発行為に伴い、宮ノ台五丁目地先の 1 路線を佐倉市道として認定するもの

議案第 31 号 佐倉市道路線の変更について

- ◇ 都市計画道路 3・4・5 井野酒々井線の整備に当たり、中志津七丁目地先から井野地先までの 1 路線の終点を変更するもの

議案第 32 号 財産の取得について

- ◇ 小中学校で使用する教師用教科書、指導書及びデジタル教科書を 2,938 万 8,822 円をもって取得するもの
 - 取得財産 小中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書
 - 取得方法 随意契約による買入れ
 - 相手方 有限会社村山書店

議案第 3 3 号 財産の取得について

- ◇ 小中学校で使用する教師用教科書、指導書及びデジタル教科書を
2, 286万7, 367円をもって取得するもの
- 取得財産 小中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書
- 取得方法 随意契約による買入れ
- 相手方 株式会社コラム

議案第 3 4 号 財産の取得について

- ◇ 学校給食で使用する米を5, 489万6, 400円をもって取得するもの
- 取得財産 学校給食用米
- 取得方法 随意契約による買入れ
- 相手方 千葉みらい農業協同組合佐倉四街道営農センター
- 契約期間 令和7年4月1日から令和7年12月26日まで

議案第 3 5 号 財産の取得について

- ◇ 佐倉市道（飯野Ⅱ－31号線）の用地として、飯野地先の土地を
2, 541万4, 470円をもって取得するもの
- 対象となる土地

区分	所在	地番	地目	地積
①	飯野字見当作	602 番の一部	山林	2136.69 m ²
②	同上	605 番の一部	同上	238.24 m ²
③	同上	606 番の一部	同上	840.73 m ²
④	同上	608 番の一部	同上	20.86 m ²
⑤	飯野字三角	616 番の一部	畑	1814.91 m ²

議案第 3 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- ◇ 工藤 貴弘（くどう・たかひろ）氏の任期満了（令和7年4月5日付け）に伴い、同氏を固定資産評価審査委員会委員として再度選任することについて議会の同意を求めるもの
- 任期 令和7年4月6日から令和10年4月5日まで

議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて

- ◇ 処分事項 令和 6 年度佐倉市一般会計補正予算（第 6 号）
- ◇ 専決処分の日 令和 7 年 1 月 15 日
- ◇ 国の令和 6 年度補正予算（第 1 号）に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する「住民税非課税世帯への給付」及び「こども加算」について、可能な限り速やかに支給を行うため、市長の専決処分をもって補正予算を計上したもの
- ◇ 歳入歳出それぞれ 6 億 3, 547 万 2, 000 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 604 億 8, 736 万 1, 000 円
- ◇ 歳入
国庫支出金の増
- ◇ 歳出
物価高騰対策臨時給付金支給事業（令和 6 年度住民税非課税世帯追加支給分）など 2 件の増
- ◇ 繰越明許
物価高騰対策臨時給付金支給事業（令和 6 年度住民税非課税世帯追加支給分）など 2 件の追加

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 浅野 宏美（あさの・ひろみ）氏の任期満了（令和 7 年 6 月 30 日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて議会の意見を求めるもの
- 任期 令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで